

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

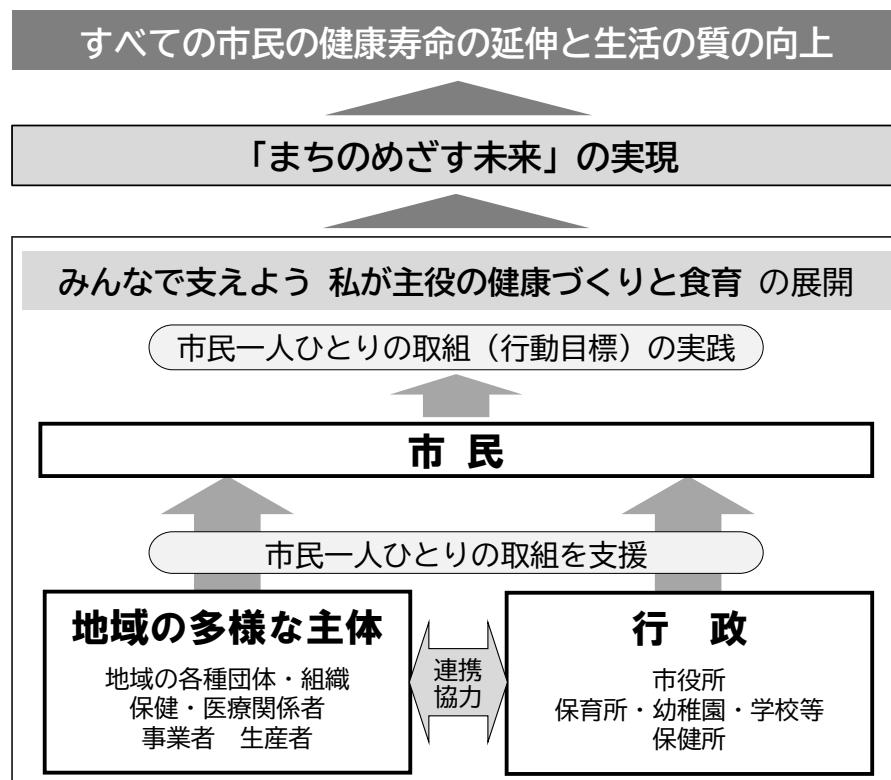
本計画は、すべての市民の健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上による豊かな人生の実現に向けて、基本理念「みんなで支えよう 私が主役の健康づくりと食育」を展開するため、市民一人ひとり、地域の多様な主体（地域の各種団体・組織、保健・医療関係者、事業者、生産者など）、行政など、社会全体が一体となって、健康づくり・食育を推進していくための指針、実施計画となるものです。

本計画では、健康づくりと食育の推進に関連する 10 の分野毎に「まちのめざす未来」を設定しており、市民や地域の多様な主体、行政はそれらを共有するとともに、達成に向けた役割を明確にし、連携して取組を進めていくことが求められています。

市民一人ひとりは健康づくり・食育に関心を持ち、主体的かつ積極的に健康づくり・食育を実践していくことが重要となります。

また、地域の多様な主体は、それぞれの活動を通じて、市民への働きかけ、支援などに取り組むとともに、多様な主体間が連携し、さらなる効果的な取組を展開していくことが重要となります。

そして、行政は、健康づくり・食育に関する施策・事業に取り組み、地域の多様な主体の活動を支援するとともに、全庁的に担当部局が目的、課題・成果等を共有しながら連携・協力し、総合的に計画の推進に取り組みます。



2. 計画の進捗管理と評価・検証

本計画をより実行性のあるものとして推進していくために、毎年度では、各分野で設定した重点的な取組を中心に進捗状況の確認・整理を行い、市民や関係団体、有識者で組織する「京田辺市健康づくり推進協議会」において、進捗状況の評価・検証を行い、その結果を次年度の取組に反映します。

また、計画全体については、計画期間の中間年と最終年に市民意識調査を行うとともに、行政及び多様な主体の取り組み状況を定期的に把握・点検し、各分野の評価指標の状況を含めて総合的な評価・検証を進めることで、計画の中間見直し及び次期計画の策定等につなぎます。

